

下記について、一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づき公告する。

平成31年2月26日

静岡県公立大学法人理事長 尾池 和夫

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成31年度静岡県公立大学法人車両運行管理業務
- (2) 業務場所 静岡市駿河区谷田
- (3) 業務概要 静岡県公立大学法人が有する車両3台の運行及び管理業務
- (4) 業務期間 2019年4月1日から2020年3月31日まで
- (5) 入札方法

総価による。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の金額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「車両運行管理」を主に参加を希望する営業種目として登録している者であること。
- (3) 3台の車両運行が可能な者であること。
- (4) 静岡県内の国の機関、地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、平成28年度以降、1契約で1年以上の車両運行管理の契約実績を有すること。
- (5) 静岡市内に主たる営業所等を有する者であること。
- (6) 静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認資料を平成31年3月8日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く）に入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

4 入札説明書等の交付期間、交付場所及び担当部局

(1) 交付期間

公告の日から平成31年3月8日（金）まで（土曜日、日曜日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 交付場所及び担当部局

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学事務局総務部総務室
電話番号 054-264-5102

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成31年3月19日（火）午後3時
場 所 静岡県立大学 一般教育棟 1階2108講義室

6 その他

- (1) 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法による。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 本契約は、当該委託に係る平成 31 年度予算の成立を条件とするので、予算が成立しない場合は契約を取りやめる。
- (8) 詳細は「入札説明書」による。